

スポーツ振興センターの手続き

学校・教育委員会を經由して災害共済給付の申請をします。



1. 医療機関受診

学校管理下でケガをして、医療機関を受診したら…



《学校管理下とは?》

- ・授業中や休憩時間中など、学校内、敷地内において活動している場合
- ・通学路を登下校している場合
- ・校外学習や部活動など課外指導中の場合
(小中学校の少、中学校の保護者会主催の活動(クラブ活動)は管理下外)

保険診療の自己負担分(通常3割)を一旦、窓口で支払います。

子育て支援医療証・ひとり親家庭等医療証は使用できません。

(数回の通院、調剤などを合算して)

2. 医療機関へ書類作成のお願い

治ゆまでの保険診療の自己負担額が**1,500円以上**となった場合

災害共済給付の申請ができます。

治ゆまでに支払った自己負担額が**1,500円未満**の場合

災害共済給付の対象になりません。

※この場合は、自己負担分について払い戻しができますので、受診した医療機関または国保年金課へご連絡ください。(申請期限: 医療機関へ支払った日の翌日から2年。例: 支払日4月10日の場合、起算日4月11日 → 申請期限は、2年後の4月10日)

3. 学校へ書類を提出

「医療等の状況」等を医療機関から受け取り、学校へ提出。

- ※医療等の状況は、病院や医院のほか、
- ①薬局で薬を処方された場合
 - ②医師が必要と認めた治療用装具を購入した場合
(保護者の証明、領収書が必要)も該当になります。

国保年金課に払い戻しの申請をする際に必要なもの

- ①領収書
- ②医療証
- ③お子さんの健康保険証
- ④扶養義務者名義の通帳
- ⑤窓口に来る方の本人確認書類
- ⑥代理権確認書類(扶養義務者と別世帯の方が申請する場合は扶養義務者の公的書類1点)

4. 学校で申請

※「医療等の状況」の点数が7,000点を超えている場合は、「高額療養状況の届」用紙を学校から受け取り、記入してください。

(2, 3か月後) 5. 給付金の支給

注意

※制度の重複利用を避けるため、災害共済給付状況を確認する場合があります。
※万が一、医療証を使用した場合は、学校または国保年金課(0235-35-1292)へご相談ください。